

医療情報取得加算について



当院では、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認（オンライン資格確認）を行う体制を有し、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

◆初診時	1点
◆再診時（3月に1回に限り）	1点
※マイナ保険証の利用の有無に関わらず	

患者様同意のもと診察室等において閲覧できる情報は以下の通りです。

- ・健康保険情報、限度額適用情報
- ・特定健診結果
- ・診療情報（受診歴、医療機関名、診療年月、診療行為など）
- ・薬剤情報

取得した情報を活用し、診療を行います。

ご来院の都度、マイナ保険証での受付にご協力ください。

井 出 内 科

